

発議第30号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年11月24日提出

提出者

議会運営委員会委員長 松尾 澄子

提案理由 昨今の経済情勢を反映し、人事院及び千葉県人事委員会により示された勧告を勘案し、議員自らが議員報酬の額を見直すことにより、その適正化を図るため。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「547,750円」を「546,250円」に、「487,950円」を「486,650円」に、「458,150円」を「456,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

発議第31号

「流山市市民参加条例審査特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年11月24日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 議案第98号「流山市市民参加条例の制定について」を審査するため

## 「流山市市民参加条例審査特別委員会」の設置について

- 1 本議会は、地方自治法第110条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員9名からなる「流山市市民参加条例審査特別委員会」を設置する。
  
- 2 本議会は、「流山市市民参加条例審査特別委員会」に対し次の事項を付託する。
  - (1) 流山市市民参加条例に関する事項
  - (2) その他、流山市市民参加条例に関し必要と認める事項
  
- 3 調査期間  
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

発議第32号

流山市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月2日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 青野 直

〃 田中 人実

提案理由 犯罪や災害の発生を誘発する機会を減少させ、市民の安全で良  
好な日常生活を確保するため、空き家等の適正管理を図るもので  
ある。

## 流山市空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、犯罪や災害の発生を誘発する機会を減少させ、市民の安全で良好な日常生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する建物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不良状態 空き家等が犯罪又は災害の発生を誘発する恐れがある状態又は市民が生活を営む上で支障を来すおそれがある状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に存する建物又はその敷地の所有者又は管理者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不良状態とならないよう適正に管理しなければならない。

### (指導又は助言)

第4条 市長は、空き家等が管理不良状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のための必要な措置について指導又は助言をすることができる。

### (勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導又は助言を受けた空き家等の所有者等が、管理不良状態を改善せず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該空き家等の適正な管理のための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

### (立入調査等)

第6条 市長は、管理不良状態である空き家等があると認めるときは、必要な限度において職員を当該空き家等に立ち入って調査させることができる。

### (命令)

第7条 市長は、第5条の規定による勧告に係る措置をとらない所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等が正当な理由なくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続しているときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事

務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該空き家等の所在地

(3) 前条による命令の内容

2 前項の規定による公表は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示並びに市の広報紙への掲載及びホームページへの掲載による。

(協力要請)

第9条 市長は、犯罪や災害を防止するため、必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署に、指導、助言、勧告及び命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

2 流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例（平成19年流山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

発議第33号

流山市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月2日提出

提出者

流山市議会議員 酒井 睦夫

賛成者

流山市議会議員 楠山 栄子

〃 小田桐 仙

提案理由 昨今の社会経済情勢等に鑑み、自治功労表彰のうち現に市議会議員の職にある者を除くため、流山市表彰条例の一部を改正するものである。



流山市表彰条例の一部を改正する条例

流山市表彰条例（昭和48年流山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「在職した者」の次に「（現に市議会議員の職にある者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第34号

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 齊藤 真理

賛成者

流山市議会議員 松尾 澄子

〃 秋間 高義

〃 田中 人実

## 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

### 記

- 1 中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。
  - 2 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

衆議院議長	横路 孝弘 様
参議院議長	平田 健二 様
内閣総理大臣	野田 佳彦 様
総務大臣	川端 達夫 様
東日本大震災復興担当大臣	平野 達男 様
内閣府特命担当大臣（防災）	
内閣府特命担当大臣 （男女共同参画）	蓮 舫 様

千葉県流山市議会

発議第35号

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 松尾 澄子

賛成者

流山市議会議員 斉藤 真理

〃 秋間 高義

〃 田中 人実

## 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

### 記

#### 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

#### 2 安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

#### 3 介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

#### 4 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

#### 5 地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

衆議院議長	横路 孝弘 様
参議院議長	平田 健二 様
内閣総理大臣	野田 佳彦 様
厚生労働大臣	小宮山 洋子 様
文部科学大臣	中川 正春 様
内閣府特命担当大臣	蓮 舫 様

千葉県流山市議会

発議第36号

「介護難民」をうまないために介護保険制度の改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提 出 者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛 成 者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

## 「介護難民」をうまないために介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険は、「介護を社会化」し、老後の安心と過酷な家族介護の解消などをスローガンに制度化し、11年が経過した。

ところが、特養ホーム待機者が42万人（09年12月現在、厚生労働省）、介護のための離職者は14万4800人（06年10月からの1年間、総務省）、介護心中400件（2000年9月～2009年10月、東京新聞）と報道されていることから、本市も含め深刻な介護実態への解決にいたっていない。

にもかかわらず、6月15日成立した「改正」介護保険制度（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）は、介護保険制度を医療費抑制の受け皿として再編し、医療ニーズの高い利用者への給付の重点化と、要支援1・2の軽度者を介護保険給付から外す仕組みの導入、保険料・利用料の引き上げなどの問題点がある。

そこで、以下のことを要望し、『介護難民』をうまないために介護保険制度の改善を強く政府に求める。

### 記

- 1 介護保険財政に対する国庫負担を増やすとともに、制度における公費負担割合を引き上げること
- 2 保険料・利用料の据え置きや減免制度の創設で、生存権に関わる介護現場に経済格差を持ち込ませないこと
- 3 介護療養病床の削減は中止し、在宅介護を支える基盤として充実させること
- 4 『介護職員処遇改善交付金』を継続し、対象職種を拡大すること
- 5 介護労働者への安易な医療行為の解禁ではなく、在宅医療・看護を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年12月16日

衆議院議長	横路 孝弘 様
参議院議長	平田 健二 様
内閣総理大臣	野田 佳彦 様
厚生労働大臣	小宮山 洋子 様

千葉県流山市議会

発議第37号

TPP（環太平洋連携協定）への参加を中止するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎



## ＴＰＰ（環太平洋連携協定）への参加を中止するよう求める意見書

野田総理は11月11日「関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、ＴＰＰについての結論を得ていくこととしたい」と発言し、各国協議をすすめている。

関税撤廃の例外措置を原則、認めないＴＰＰが締結されれば、結果として、農林水産業をはじめ、関連産業を含む地域経済・社会が崩壊することは必至である。

また、ＴＰＰにより、金融、保険、医療、食品の安全性など、あらゆる分野に関するわが国の仕組み・基準が変更を余儀なくされ、私たちの暮らしが一変してしまう可能性は否定できない。

今わが国に必要なのは、目先の経済的利益の追求や環境破壊、格差拡大ではなく、国民が望む安全・安心な食料の安定供給をはかり、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用の安定確保をはかることである。

ましてや、世界人口の推移や地球環境の激変から、世界中から食料を買い求めることは、永続的に続けられない。地球の将来を考え、人口増大に備え、各国が主権において食料を増産するとともに、地域社会の安定に努力することが必要である。

自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にし、美しい農山漁村を守り、人々が支え合い、心豊かに暮らし続け、日本人として品格ある国家を作っていくためにも、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年12月16日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様
経済産業大臣	枝野	幸男	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様

千葉県流山市議会

発議第38号

「受診時定額負担制度」導入に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 小田桐 仙

## 「受診時定額負担制度」導入に反対する意見書

平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部は、「社会保障・税一体改革成案」を正式に発表し、その中で、社会保障改革の具体案として、「受診時定額負担制度」の導入が提案されている。同制度は、高額療養費の負担軽減の財源確保のためとして、初再診時に一定の定額負担を患者に求めるものである。

しかし、本来、高額療養費制度は、保険加入者全体で支える仕組みであり、財源が不足する場合には、税財源など公費による負担や保険料により対応すべきもので、同制度は、相互扶助の精神に反し、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

社会保険本人の窓口負担が、平成15年に2割から3割に引き上げられた際の改正法には、「将来にわたり保険給付は7割とする」と附則に明記されている。

しかるに、今回の受診時の定額負担はそれに反することになり、さらに定額負担そのものが将来的に引き上げられることが過去の例により危惧されるところである。

3割の定率自己負担が、既に「保険」という概念を逸脱しているという議論がある中で、さらに定額負担の併用は、到底認められるものではない。日本の公的医療保険制度における患者窓口負担は、既にOECD諸国に比べて著しく高水準であり、これ以上の患者負担増は国民に対する受診抑制政策以外の何ものでもない。

よって、国会及び政府においては、世界に誇れる国民皆保険制度を将来にわたって堅持するためにも、「受診時定額負担制度」が導入されることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年12月16日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様

千葉県流山市議会

発議第39号

東海第2原発の廃炉を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

## 東海第2原発の廃炉を求める意見書

福島第1原子力発電所の事故は、避難住民をはじめ農・漁業など多方面に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を国民の前に明らかにした。原発で過酷事故は起きないという「安全神話」は崩れた。

東海村にある東海第2発電所では、3月11日の東日本大地震により、原子炉が自動停止した。その後2日間外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動かなかった。6.1mの防護壁に5.4mの津波が押し寄せた。もし、津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島第1原発と同じような深刻な事態になるところだった。

福島第1原発から半径20km圏内は警戒区域（立ち入り禁止）とされ、住民は避難生活を余儀なくされている。東海第2原発から20km圏内には福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地である。東海第2原発は運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きている。

本市は東海第2原発から約100km圏にあたるが、東海第2原発において重大な過酷事故がおこれば、福島第1原発の事故と同様に大きな影響を受けざるを得ない。

以上を踏まえて、東海第2原発の廃炉を求めるものである。

### 記

- 1 東海第2原発の再稼動を認めないこと。
- 2 東海第2原発の廃炉を事業者を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様
経済産業大臣	枝野	幸男	様
環境大臣	細野	豪志	様

千葉県流山市議会

発議第40号

放射能除染活動における廃棄物対策等、早期実行を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 乾 紳一郎

## 放射能除染活動における廃棄物対策等、早期実行を求める意見書

東京電力福島第1原発の事故を契機に、本市では『放射能ホットスポット』として、市民の不安が大きく広がっている。また本市の行政運営にとっても、放射能測定器の購入、除染に向けた取り組み、国の基準値を超えた溶融飛灰など放射能対策にかかわる業務量の拡大、市財政の影響など深刻な事態を招いている。

国及び県は、本市の危機的な事態にこたえた、適切で早急な対応が待たれている。また大人に比べて発達段階にある子どもは、放射能への感受性でも、時間的にもより多くの多くの影響を受けやすく、国・自治体が一丸となった対策強化が求められている。そこで以下のことを要望する。

### 記

- 1 『1時間当たりの追加線量被曝を0.23』（環境省基準）について、せめて地表からの高さを5センチとすること。
- 2 『被ばくはできる限り少ないほうが良い』という放射線防護学の基本的立場に立った除染活動を支援すること。
- 3 放射能除染活動でうまれる廃棄物及び放射能汚染された焼却灰や溶融飛灰の『仮置き場』を早期に設置し、逼迫する事態の打開を図ること。
- 4 費用負担は国が早期に手当てし、除染活動の規模を広げること。
- 5 県民の命と健康を守る責任として、職員派遣や財政支援など市町村の実態に即した支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年12月16日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様
環境大臣	細野	豪志	様
財務大臣	安住	淳	様
文部科学大臣	中川	正春	様
千葉県知事	森田	健作	様

千葉県流山市議会

発議第 4 1 号

千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により  
提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日提出

提 出 者

放射能問題及び災害対策等

に関する特別委員会委員長 松田 浩三



千葉県東葛地域の実情に応じた放射性物質汚染対処特措法の運用を求める意見書

8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（略称放射性物質汚染対処特措法）」による対応の基本方針が11月11日に閣議決定された。その内容は残念ながら首都圏のホットスポットとして日々その対応に追われている当流山市を始めとする東葛地域の現状を打開するには程遠い内容であると言わざるを得ない。

また、特別措置法の施行日が平成24年1月1日となった背景は、所轄官庁である環境省における準備期間を確保するためであり、施行日を由に国の責任を放棄することがあってはならない。

よって東葛地域の現状に即した以下の対応を強く要望するものである。

- 1 国庫による除染対象となる基準である地上1mの毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ は、市民の安心安全を実現するには不十分である。より厳しい基準を設定するとともに、特に子供の生活環境にかかわる基準についてはさらに踏み込んだ設定をすること。
- 2 除染作業、特に子供の生活環境における除染作業を早期に実施せざるを得なかった各地方自治体の状況を鑑み、特別措置法の施行日平成24年1月1日以前に実施した除染作業の費用についても国庫による負担とすること。
- 3 指定廃棄物となる放射性物質が $8,000\text{Bq/Kg}$ を超える焼却灰の当該地方自治体による保管は限界に達している事から、早急に一時保管場所を国の責任において確保すること。
- 4 特別措置法の施行期日が目前に迫っているにも拘らず、国の除染計画が未だに提示されていない。市町村の一刻も早い対策を可能とするために、早急に国の除染計画を提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

内閣総理大臣            野田 佳彦 様  
環境大臣                細野 豪志 様

千葉県流山市議会